

ニホンジカ捕獲連携事業（誘引・林道除雪）仕様書

1 事業の目的

近年、ニホンジカ（以下、シカという。）の個体数は急激に増加しており、この結果、森林においては、造林木への食害や剥皮等の被害だけではなく、下層植生への食害による生物多様性の損失や、土壤流出等に伴う公益的機能の低下が懸念されている。

深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題であり、シカ被害に歯止めをかけるため、国として令和10年度までにシカ個体数の半減を目指し掲げ、国をあげて問題解決に向けシカ被害対策に取り組むこととしている。

当森林管理（支）署管内の国有林野においても、シカによる摂食剥皮被害が確認されており、岩手県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業のうち、当森林管理（支）署が管轄する国有林野において行われる同事業によるニホンジカ等の捕獲活動を支援するため、ニホンジカ捕獲連携事業（誘引・林道除雪）を実施することで、地域の農林業被害及び生態系被害の防止の取組を推進することを目的とする。

2 業務場所

恩徳林道外7路線

3 業務内容

（1）ニホンジカ誘引（給餌作業）

受注者は、ニホンジカが現地に定着するよう適切に誘引を行うものとする。

ア 誘引（給餌）

- ① 誘引する路線、路線毎の距離（片道）及び数量（給餌（誘引）回数）については、「ニホンジカ誘引（給餌作業）・林道等除雪明細書」（以下「誘引・除雪明細書」という。）の誘引（給餌）欄のとおりとする。
- ② 受注者は、具体的給餌箇所の設定に当たっては、監督職員と協議の上、選定すること。
- ③ 受注者は、中小型トラック等の車両（荷台付き）を確保し、同車両で誘引餌を運搬し誘引（給餌）を行うこと。
- ④ 路線毎の給餌箇所数及び給餌1カ所・1回当たりの餌設置個数については、誘引（給餌作業）・林道等除雪明細書の誘引餌欄によること。ただし、給餌1カ所・1回当たりの餌設置個数について、監督職員が別途指示する場合は、当該指示に基づく個数とすること。

イ 誘引餌

- ① 誘引餌は、誘引（給餌作業）・林道等除雪明細書の誘引餌の数量欄に記載する餌を使用すること。

- ② 誘引餌は、受注者が調達すること。
- ③ 受注者は、契約の範囲内で購入した誘引餌の「納品書」等の写しを発注者へ提出すること。
なお、履行期間が終了した後、使用しなかった餌の取扱いについては監督職員の指示に従うこと。

ウ 作業日報

受注者は、以下のとおり作業日報と記録写真を作成し提出するものとする。

- ① 作業日報
作業日の作業状況について作業日報（様式1－日報）を作成すること。
- ② 作業記録写真
誘引餌の給餌について、誘引（給餌）の路線毎、給餌箇所毎に、給餌作業前、給餌作業中、給餌作業後の写真を撮影すること。
撮影に当たっては、画面内に必要事項（事業名、受託者名、事業管理責任者名、作業日時、作業場所、作業内容）を明記した表示板等を添えること。
撮影した写真は、作業記録写真（様式1－写真）に取りまとめ作成し、作業日報に添付すること。
- ③ 作業日報の提出
①の作業日報、②の作業記録写真に表紙（様式1－表紙）を添えて、作業日報として監督職員を経由して発注者に提出すること。
- ④ 監督職員による作業日報提示の指示
監督職員から作業日報の提示を求められた場合には速やかに提示すること。

（2）林道等除雪

受注者は、ニホンジカの誘引（給餌作業）を行う誘引路線について、次の事項に基づき除雪を行うこと。

除雪する路線毎の除雪距離、数量（時間）の詳細については、誘引・除雪明細書の林道等除雪欄のとおり。

なお、林道等除雪については、本仕様書によるほか、作業施工についての一般的事項は「作業実施要領」、除雪作業についての一般的な事項は「除雪作業実施要領」（以下2つの要領を合わせて「実施要領」という。）の示すところによるものとする。

ア 使用機械

受注者は、運転実施計画書（様式2）の機種欄に記載する建設機械（以下単に「機械」という。）を使用するものとする。

なお、機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

イ 運転の指示

- ① 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。
- ② 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、①にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではならない。
- ③ 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
- ④ 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。

ウ 除雪作業

- ① 受注者は、車両の通行に支障が生じないよう幅員を確保することを目標として作業しなければならない。
- ② 受注者は、林道等除雪に当たって誘導員を配置し、常に安全を心掛け、雪崩等の危険がある箇所で作業又は通行する場合は、上方等の状況を十分に確認すること。また、軟弱地盤については、地盤の支持力等に留意すること。
なお、誘導員は、誘引（給餌）業務を兼ねるものとする。
- ③ 除雪作業中は、一般の車両等が進入しないよう表示するなど、安全に配慮すること。
- ④ 監督職員の指示する待避場所、車両旋回場所等は十分除雪し、使用に支障がないように行うこと。
- ⑤ 除雪の時間は、「工種別数量内訳書」に記載している除雪の時間を上回らないよう考慮して実施することとし、異常気象時等においてやむを得ず上回る事が予想される場合は監督職員と打合せのうえ実施時期等を検討するものとする。
なお、誘引・除雪明細書の林道等除雪欄に記載している路線毎の数量（時間）は、路線毎の除雪距離を全路線の除雪距離の計で按分し「工種別数量内訳書」に記載する除雪の総時間を掛けて求めた目安であり、各路線の除雪時間を拘束するものではない。

エ 運転時間確認書

受注者は、以下のとおり運転時間確認書、除雪作業記録写真及び機械運転タコメーター記録台帳を作成し提出するものとする。

① 運転時間確認書

- ア) 除雪作業日の作業状況について、実施要領に基づき、運転時間確認書（様式3－確認書）を作成すること。
- イ) 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
- ウ) イ③により発注者の認めない運転時間、イ④に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
- エ) 支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切り捨てるものとする。

② 除雪作業記録写真

除雪作業について、実施要領に基づき、写真を撮影すること。

撮影した写真は、除雪作業記録写真（様式2－写真）に取りまとめ作成し、運転時間確認書に添付すること。

③ 機械運転タコメーター記録台帳

運転時間の管理のため、機械に振動式タコメーターを装備している場合は、作業時間が記録されたタコメーター記録紙を貼り付けた機械運転タコメーター記録台帳（様式2－タコメーター）を作成し、運転時間確認書に添付すること。

④ 運転時間確認書の提出

①の運転時間確認書、②の除雪作業記録写真、③の機械運転タコメーター記録台帳に表紙（様式2－表紙）を添えて、運転時間確認書として監督職員を経由して発注者に提出すること。

4 完了届の提出

受注者は、業務を完了したときは、速やかに完了届（様式4）を発注者に提出するものとする。なお、提出に当たっては、以下の書類を添付するものとする。

(1) ニホンジカ誘引（給餌作業）

- ア 作業日報
- イ 誘引餌の「納品書」等の写し

(2) 林道等除雪

- ア 運転時間確認書（除雪作業記録写真、機械運転タコメーター記録台帳を含む）

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。